

平成29年度  
事業計画書

平成29年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

# 平成 29 年度事業計画

## 1) 平成 29 年度事業計画

当機構は、定款に基づき、中立的・科学的な第三者機関として、医療の質の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業等種々の公益目的事業を実施しております。

平成 29 年度は、平成 25 年度に策定した中期事業計画の最終年度として、目標達成の状況の再確認を行い、引き続き、医療の質・安全の向上を支援する事業を積極的に進めて参ります。また、国際機関との連携も図りつつ事業活動を展開して参ります。

この事業計画は、定款第 4 条の 6 つの事業に沿って記載しております。

- (1) 医療機能の評価等に関する事業
- (2) 産科医療補償制度に関する事業
- (3) EBM 医療情報に関する事業
- (4) 医療事故防止に関する事業
- (5) 認定病院患者安全推進に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 【病院機能評価事業】

病院の自主的で継続した質改善活動の支援を強化するため、平成 29 年度は、「特定機能病院、大学病院本院を対象とする評価（一般病院 3（仮称）の新設」「受審を検討する病院の状況に応じた支援」「病院職員等を対象とした質改善教育の充実」などを実施します。

### I. 病院機能評価

#### 1. 平成 29 年度受審目標数

##### (1) 本審査（主たる機能）\*

未受審病院に対する受審意向調査の結果や更新対象病院の更新率、特例措置の適用による受審時期のずれなどを踏まえ、新規 80 病院、更新 320 病院、合計 400 病院を確保する。

\*病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

## (2) 本審査（副機能）\*

平成 28 年度実績等を踏まえ、任意受審である副機能審査を 110 病院程度確保する。

\*主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時または後日追加して受審することができる。副機能の受審は任意である。

## (3) 付加機能審査\*

更新対象病院数等を踏まえ、25 病院程度を確保する。

\*付加機能には、「救急医療機能」、「リハビリテーション機能（回復期）」がある。認定病院または審査中の病院に、より充実した機能を評価する。

## 2. 受審病院の確保対策

質改善活動を継続的に取り組む組織文化をさらに定着させるため、認定取得目標 3,000 病院に向け、継続した受審促進活動を行い、受審病院の確保を図る。

### (1) 新規受審病院の確保

昨年実施した受審意向に関するアンケートでは、受審を検討する病院が新規に 400 病院程度存在することが判明した。そこで、これら病院を対象に、受審における個別具体的な情報提供等を可能とするため、地域別に対応する担当制を確立させる。なお、地域別に担当する職員が受審推進活動に専念できるよう業務内容等の見直しを行い、事務局体制の強化を図る。

### (2) 更新辞退率の抑制

適切な時期に更新病院に関与することで更新辞退率の抑制を図る。具体的には、受審直後のアンケート回答時、受審後 3 年目の期中の確認時、受審後 4 年目の更新準備開始時の関与を強化する。

## 3. 受審病院に係る審査等への対応（審査部）

### (1) 本審査

- ・本審査 400 病院
- ・補充的な審査 112 件

### (2) 再審査および確認審査

- ・再審査および確認審査 11 件

### (3) 付加機能評価

- ・付加機能評価 25 件

#### (4) 医療安全審査

前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第2-1別紙3に該当し、かつ、①②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ①日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ②認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

#### (5) 評価委員会および部会の運営

- ・評価委員会 12回 評価結果と認定の判定
- ・評価部会 36回 審査結果報告書の検討等  
(一次部会24回、二次部会12回)
- ・患者安全部会 4回 医療安全審査

#### 4. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審した病院のデータを取りまとめて病院機能評価データブックを作成する。

## II. 病院機能改善支援

現在、病院の継続的な質改善活動を支援するため、「病院機能評価の受審準備に関する支援」「認定取得後の質改善活動を促進させるための支援」を実施している。これら支援の価値をより一層向上させるため、次の施策を実施する。

### 1. 病院機能評価の受審準備に関する支援

現在実施する「病院機能改善支援セミナー」「無料相談会」「サーベイヤープ派遣」「講師派遣」の内容について見直しを行う。また、受審準備初期向けの新たな支援サービスを追加し、病院がそれぞれの状況に応じて、受審準備がより円滑に進められるよう支援内容の強化を図る。

### 2. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

現在発行する「認定病院の継続的な質改善に関する事例等を共有するための情報誌 (Practica)」の内容を充実させることのほか、次の施策を実施する。

#### (1) 情報共有の促進

期中の確認で得られた認定病院の継続的な質改善に関する事例等を共有するための情報誌 (Practica) の内容を充実させ、発行回数についても増加を図る。

#### (2) 認定取得後の質改善支援プログラムの検討

課題等に対するアクションプランの作成・実施支援の検討を行う。

### (3) 患者満足度・職員満足度調査システムの試行拡大

事業化に向けて、昨年度試行を実施して得た課題を修正し、対象病院や実施期間等を拡大して試行を行う。

## 3. 広報活動

### (1) 一般向け広報

- 病院機能評価の事業を紹介する動画等を作成し、広く公開する。
- ホームページの情報提供サイト（認定病院検索サイト）の改修を行い、利便性を高める。
- 専門雑誌に広告を掲載し、認知度を高める。
- 地域メディア等の活用について、実施に向けて引き続き検討する。

### (2) 医療者向け広報

- 病院機能評価の取得の利点を紹介する動画等を作成し、広く公開する。
- 認定病院である利点を労働市場（看護学生等）に向けてアピールする広報を検討する。

## 4. 診療報酬および各種指定要件等への反映について要望強化

## Ⅲ. 評価調査者養成

### 1. 評価方法、評価項目改定に伴う研修の実施

- 新たな機能種別である一般病院3（仮称）を担当する評価調査者養成を実施する。
  - ・診療・看護・事務の評価調査者
  - ・他専門職種の評価調査者(新規)
- リーダーを対象とした研修会を開催する。
- eラーニングコンテンツを作成し、全評価調査者に配信する。

### 2. 既存の評価調査者を対象とした研修

- 現行の評価体系に適した評価調査者を養成するために研修会を実施する。
  - ・リーダー養成研修会 2回
  - ・サーベイヤーフォーラム 1回
- 事務管理評価調査者のリーダー養成を強化する。
- リハビリテーション機能（回復期）付加機能の評価調査者を養成するために研修会を実施する。

### 3. 新規の評価調査者を対象とした研修

- 3日間の選考・研修会を実施し80名程度の評価調査者の新規に養成する。
- OJT修了者を対象としたフォローアップ研修会を実施する。

## IV. 病院機能評価に関する研究開発

### 1. 機能種別版評価項目 3rdG:Ver2.0 の運用について

#### (1) 特定機能病院を対象とした新たな機能種別「一般病院3（仮称）」の運用開始に向けた検討（資料3）

- 特定機能病院および大学病院本院の役割・機能に応じた評価項目および評価方法の開発を実施する。
- 運用開始を平成30年4月とし、申込受付を平成29年7月とする。

#### (2) 機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 2.0 の運用開始に向けた検討（資料4）

- 現在運用する機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 1.1 の一部評価項目について見直しを行う。また、解説集を平易で充実した内容と刷新する。
- 新規受審病院と更新受審病院の評価方法について見直しを行う。
- 認定期間中における病院の質改善活動をより促進するための強化を図る。
- 運用開始を平成30年4月とし、申込受付を平成29年7月とする。

#### (3) 地域の医療提供施設と病院との連携を重視した新たな評価の検討

病院と密接な関わりのある施設（診療所、調剤薬局、老健施設等）を一体として評価する仕組みなどを検討するために、国内の現況および諸外国の動向について調査研究を行う。

### 2. 病院機能評価の導入効果における検証

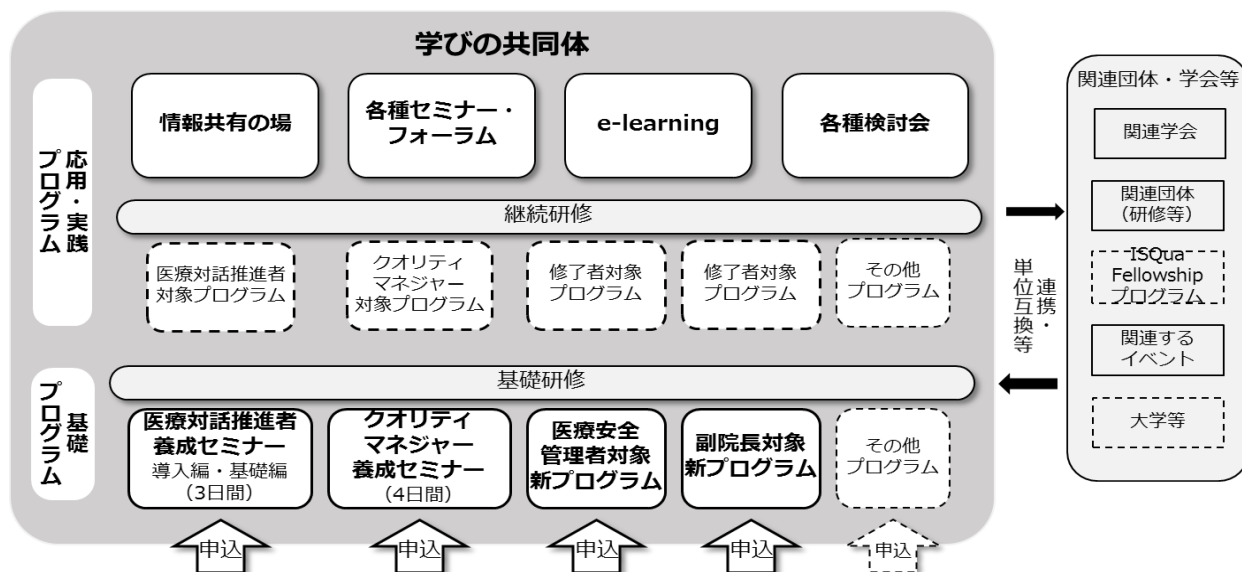
病院機能評価の導入が、医療の質向上にどのように寄与しているのかなどについて調査研究を行い、病院機能評価の有用性について検証を行う。

## V. 教育・研修

### 1. 継続的な学習体制の提供

病院職員等が継続的に学習を行える環境、仕組みを整備するとともに、各種養成セミナー等の研修プログラム充実を図る。

イメージ図：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み



- (1) クオリティ マネジャー養成セミナー（基礎プログラム）の実施
  - ・年間3回 延べ180名程度の養成を行う。
- (2) 医療対話推進者養成セミナー（基礎プログラム）の実施
  - ・導入編2回、基礎編8回 延べ240名程度の養成を行う。
  - ・基礎編については、東京以外の地域での開催を2回程度企画する。
- (3) 継続研修（応用・実践プログラム）の実施
 

クオリティ マネジャーおよび医療対話推進者養成セミナー修了者を対象に、継続研修を企画・実施する。

  - ・クオリティ マネジャー養成セミナー修了者向け 3回
  - ・医療対話推進者養成セミナー修了者向け 5回
- (4) eラーニングシステムの効果的な運用とコンテンツ充実
  - ・開発したeラーニングシステムを活用したセミナー事前・事後の学習体制を確立することなど、システムの効果的な運用を検討、実施する。
  - ・新たなコンテンツの作成を行い、eラーニング内容の充実を図る。

## 2. 研修修了者の登録・更新制度の検討、導入

クオリティ マネジャー養成セミナー修了者の登録・更新制度を検討・導入し運用を開始する。導入済みの医療対話推進者については適切な運営を行う。

## 3. 新たな研修プログラムの開発

医療の質向上を図るための実務能力を強化・支援するため、次の施策を実施する。

- ・医療安全マスター養成プログラム 2回(60名)  
医療安全の実務を担う担当者を対象とした実践力強化プログラムの実施。
- ・副院長等を対象とした研修(仮称) 1回  
副院長、新任の院長を対象とした管理者研修の検討、実施。

## 【産科医療補償制度運営事業】

一部厚生労働省補助金事業(原因分析・再発防止):

平成29年度予算額 73,036千円

産科医療補償制度(以下「本制度」という)については、平成21年1月の制度開始以降8年が経過し、安定的に事業運営を行っています。

今後に向けては、業務の質を維持しつつ業務効率を更に向上させていくとともに、補償対象となるべき事案の補償申請が漏れなく行われるよう、引き続き周知・広報に努めます。

また、現在は、審査、原因分析、再発防止それぞれの業務毎に保有している情報を一元化したデータベースを構築し、更なる業務効率化に繋げるとともに、産科医療の質の向上に資する活用方法の検討・推進を図ります。

## 1. 加入分娩機関について

○全国の分娩機関の制度加入状況は表1のとおりである。

表1 加入分娩機関数 (平成29年1月末現在)

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率(%)
3,276	3,273	99.9

(分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計)

## 2. 周知・広報等の実施

○本制度の補償申請期限は、児の満5歳の誕生日であることから、補償申請が出来なくなる事態が生じないように、継続的に周知を行っていく。具体的には、関係学会・団体の学術集会等における制度に関する講演や、産科医療補償制度ニュースの発刊を通じ周知を行うとともに、スマートフォンやタブレット端末向けの周知を行う。



○また、平成 27 年 1 月の制度改定に伴い、平成 31 年までの間は改定前後の 2 つの補償対象基準が並存することとなるため、補償対象基準が正しく理解され、補償対象と考えられる事案の補償申請が漏れなく行われるよう、平成 29 年度も妊産婦、加入分娩機関、診断協力医、関係学会・団体等の制度関係者に対して、周知を行う。

### 3. 審査・補償の実施

○制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は表 2 のとおりである。

表 2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (平成 29 年 1 月末現在)

児の生年	審査 件数	審査結果				補償申請期限
		補償対 象	補償対象外		継続審 議	
			補償 対象外	再申請 可能※1		
平成 21 年※2	561	419	142	0	0	平成 26 年の満 5 歳の誕生日まで
平成 22 年※2	523	382	141	0	0	平成 27 年の満 5 歳の誕生日まで
平成 23 年	496	353	143	0	0	平成 28 年の満 5 歳の誕生日まで
平成 24 年	367	283	65	17	2	平成 29 年の満 5 歳の誕生日まで
平成 25 年	276	213	28	31	4	平成 30 年の満 5 歳の誕生日まで
平成 26 年	199	167	23	9	0	平成 31 年の満 5 歳の誕生日まで
平成 27 年	82	76	2	4	0	平成 32 年の満 5 歳の誕生日まで
総計	2,504	1,893	544	61	6	—

※1 現時点では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの

※2 平成 21 年出生児および平成 22 年出生児は、審査結果が確定している。

○平成 29 年も、2 つの補償対象基準による審査を行うこととなるため、児の出生年に応じ適正な審査が行われるよう、審査関係書類の区別を徹底するなど、審査態勢の強化を図る。

○また、補償対象の考え方に関する制度関係者の理解が一層深まるよう、「補償対象に関する参考事例集」の改訂を行うとともに、本制度ホームページに掲載することで、幅広く周知を行う。

### 4. 原因分析の実施

#### (1) 原因分析報告書の作成

○平成 29 年 1 月末現在で 1,266 件の報告書を作成し送付している。

○一方で、報告書の作成期間については、現状では約 1 年半を要しているため、原因分析報告書の作成の迅速化を図るべく、平成 28 年 4 月より原因分析委

員会部会で毎月作成する報告書を42件（7つの部会で各6件）とする体制を整えた。

- また、報告書の質および均質性を維持した上で安定的に運営できるよう、現行体制の定着を図るとともに、部会審議や報告書作成業務の更なる効率化を図る。

## （2）原因分析報告書の公表・開示

- 「要約版」（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）については、平成29年1月末現在、1,224件を本制度ホームページに掲載し公表しているが、更なる利便性向上のため、平成29年2月より、本制度ホームページ上でキーワードによる事例の検索を可能とした。
- 「全文版（マスキング版）」については、産科医療の質の向上に資する研究を促進するために開示を行っているが、平成29年3月より開示手数料を改定し、研究のための手数料負担を軽減した。
- これらの取り組みにより、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。

## 5. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

### （1）再発防止に関する報告書の取りまとめ

- 平成29年度は、平成29年12月までに公表される見込みの約1,600事例の原因分析報告書をもとに、「第8回 再発防止に関する報告書」の取りまとめを行い、平成30年3月に公表する予定である。
- 報告書を取りまとめにあたり、従来の数量的疫学的分析、テーマに沿った分析に加え、産科医療の質の向上が図られているかについて検証できる仕組みを構築することを検討する。

### （2）再発防止ワーキンググループの取組み

- 再発防止委員会のもとに設置している「再発防止ワーキンググループ」においては、本制度における脳性麻痺事例と、「日本産科婦人科学会周産期登録データベース」を用いた比較研究を引き続き行う。また、これまでに「再発防止に関する報告書」の「学会・職能団体に対する要望」に記載された事項に対応するため、本制度の脳性麻痺事例の情報をもとに産科学的および公衆衛生学的な視点から、専門的な分析を行う。

### （3）再発防止に関する報告書等の周知

- これらの取組みについて、学術集会、研修会での報告書等の配布や、ホームページへの掲載等を通じ、幅広い周知を行う。

## 【EBM 医療情報事業】

EBM 医療情報事業については、わが国で作成・公開される診療ガイドラインのすべてを対象として、質の高い診療ガイドラインの評価選定を実施し、臨床現場における診療ガイドライン活用の促進に努めてまいります。

### I. EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業:平成 29 年度予算額 151,851 千円

#### 1. 事業の内容

##### (1) 診療ガイドラインの作成支援

- 妥当性の高い作成方法の提案等により、学会等の診療ガイドライン作成団体への継続的な支援を推進する。そのために、GRADE に準拠した作成方法を習得するためのワークショップの開催や作成マニュアルの改訂を実施する。
- 重要な診療領域で、かつ診療ガイドラインがまだ作成されていない分野を特定し、重点的な作成支援を行う。

##### (2) 診療ガイドラインの評価・選定及び公開

- わが国の診療ガイドラインを網羅的に検索し、新たな選定基準を用いた評価・選定を継続する。診療ガイドラインの書誌情報データベースをインターネットを通じて広く提供するとともに、著作者の許諾が得られた診療ガイドラインについては本文を公開する。
- これまでに検討された掲載方法に基づき、海外の診療ガイドライン情報提供を行う。

##### (3) 診療ガイドラインの活用促進

- 日常診療での診療ガイドラインの活用を促進するために、共通フォーマット(CQ ミニマムデータセット)での情報提供を推進し、複数の診療ガイドラインから診療に役立つ情報を迅速かつ的確に検索できる情報提供を実現する。
- また、学会、医師会等と共同で、診療現場で活用しやすい CQ セットを抽出・作成する。

##### (4) 診療ガイドライン活用の実態把握と効果の評価

- 病院等の医療現場における診療ガイドライン活用の実態を把握する。さらに、クオリティインディケータ(QI)などに基づいた診療ガイドライン活用を評価する仕組みの構築を進める。
- 診療ガイドラインに基づいて、診療プロセスのデータセットを抽出し、診療現場でモニタリングするための仕組みを検討する。
- レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)オープンデータなど公開データを活用し、わが国の診療の傾向や標準的な治療法が普及していない分野などの分析を試みる。

**(5) 患者と医療者による診療ガイドライン共有の支援**

- 診療ガイドライン作成過程に患者・市民が参加するための研修会を開催する。  
また、医療利用者（患者・市民）に向けて、診療ガイドラインの意義や役割、活用方法などを解説した情報を提供する。

**(6) 普及啓発活動**

- Minds フォーラム、セミナー等の開催とリーフレット・ポスターによる広報を継続する。
- 学会、病院、地域、学校などに出向いて、診療ガイドライン普及啓発活動を実施する。
- 重要なトピックスについてはプレスリリースを行うなど、診療ガイドラインの意義や有効性等の普及に向けて、幅広い情報発信を行う。

**(7) 診療ガイドラインデータベースシステムの管理・運用**

- 現在運用中のシステムを、利用者の利便性を向上するために修正開発しながら継続運用する。
- 構造化された診療ガイドライン情報をシステム上で運用するための試行を行う。

**(8) 診療ガイドライン利用者や作成者等からの問い合わせ対応**

- 診療ガイドラインの利用者や作成者からの個別問い合わせへの対応および問合せとその回答の蓄積を継続する。
- 問い合わせ内容の傾向などに基づき、メディア関係者を対象にした説明会を行うなど、蓄積されたデータの活用を行う。

**2. 運営委員会・部会・専門部会等の開催**

**(1) 運営委員会**

**(2) 部会**

診療ガイドライン選定部会、EBM 普及啓発部会、診療ガイドライン活用促進部会

**(3) 専門部会**

診療ガイドライン評価専門部会、診療ガイドライン作成支援専門部会、患者・市民専門部会

## 【医療事故防止事業】

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防及び再発防止を促進するため、医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進してまいります。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業も推進します。

### I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業：平成 29 年度予算額 78,174 千円

#### 1. 事業の概要

医療事故の発生予防および再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は報告書、年報および医療安全情報として取り纏め、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、ホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。

また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者に対する教育・研修等を実施する。

#### 2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

##### (1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関および事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。また、参加医療機関からの報告数のさらなる増加を目指す。

##### (2) 医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回程度定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、分析する内容を様々な角度から3テーマ程度選定し、分析を行う。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析を行う。

##### (3) 情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関連団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

### ①報告書・年報

報告書（四半期に1回）や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付するとともに、本事業のホームページに掲載する。

### ②医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回程度の頻度で作成し、事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く社会における情報共有を図るため本事業のホームページにも掲載する。また、引き続き申し込みを随時受け付け、提供医療機関数の拡大に努める。

### ③事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「公開データ検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

## 3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

### (1) ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加するすべての医療機関から発生件数情報を、そのうち事例の報告を希望する医療機関からヒヤリ・ハット事例を収集する。

### (2) ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に事例を集計し、医療事故情報と併せて分析を行う。

### (3) ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

## 4. ホームページの活用

本事業のホームページは、平成29年3月に改修を行い、よりユーザーに分かりやすく配慮した構成にすることで提供している情報へのアクセスを簡便化し、スマートフォンやタブレット端末にも対応可能とする。事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

## 5. 医療安全に関する研修・講演等

### (1) 研修

事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用を促進し、医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の報告の質の向上を図ることを目的として、演習を中心とした研修会を開催する。

### (2) 講演

医療機関や医療関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

## 6. 運営委員会及び総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回程度開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年5回程度開催する。

## II. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：平成29年度予算額 34,528千円

### 1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下、「本事業」という）に参加している薬局からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析、提供を行う。

### 2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析及び提供

#### (1) ヒヤリ・ハット事例の収集

全国の薬局を対象として、本事業への参加を募り、参加登録をした薬局から事例を収集する。薬局で発生した事例に加え、疑義照会等、薬局で発見された事例についても収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。事業参加薬局の増加と報告数のさらなる増加を目指す。

#### (2) 情報の分析・提供

収集・分析した内容を、以下の情報としてホームページに掲載し、医療提供施設、関連団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

##### ①集計報告、年報

報告事例の内容を集計した集計報告を半年に1回作成、公表する。また、集計結果に分析を加えた年報を作成、公表する。年報の作成においては、

医療安全の専門家で構成される総合評価部会委員により、様々な角度から分析テーマを選定し、分析を行う。

#### ②共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、本事業の総合評価部会委員によって毎月3～5事例程度選定し、委員からの意見を付して掲載する。また、1年間に公表した「共有すべき事例」を取りまとめて年報に掲載する。

#### ③事例から学ぶ

年報で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例、総合評価部会委員による事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、年報およびホームページに掲載する。

#### ④薬局ヒヤリ・ハット分析表

年報で行った分析テーマの中で特に重要な図表については、カラー印刷が可能な分かりやすい図表を作成し、年報およびホームページに掲載する。

#### ⑤事例データベース

報告されたヒヤリ・ハット事例はホームページの「公開データ検索」に公表する。月1回程度データを更新し、広く社会で活用されるよう周知する。

### 3. ホームページの活用

本事業のホームページは、平成29年3月に改修を行い、よりユーザーに分かりやすく配慮した構成にすることで提供している情報へのアクセスを簡便化し、スマートフォンやタブレット端末にも対応可能とする。事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

### 4. 医療安全に関する講演等

薬局や関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

### 5. 運営委員会および薬局ヒヤリ・ハット総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回程度開催する。また、事例の分析や年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年2回程度開催する。



## 【認定病院患者安全推進事業】

認定病院患者安全推進事業については、会員からの医療事故および警鐘的・教訓的事例等を集積し、原因分析と有効な防止策を検討して、その成果を還元し、患者安全の推進を図ってまいります。

### 1. 会員病院数

これまでの実績から、平成 29 年度の会員病院数見込数を 1,400 病院とする。

### 2. 年会費

年会費は、6 万円とする。

### 3. 委員会・部会等活動

#### (1) 活動概要

事業計画や部会の設置等について審議・検討するために運営委員会を開催する。また、協議会全体の活動方針の決定、各部会間の連携を促進するために企画調整会議を開催する。課題に応じた活動を展開するために、部会を置き、各々年間 3 回程度開催する。

#### (2) 部会

平成 29 年度の設置部会は、次のとおりとする。

- ・薬剤安全部会
- ・検査・処置・手術安全部会
- ・施設・環境・設備安全部会
- ・教育プログラム部会
- ・ジャーナル企画部会

必要に応じて各部会は、検討会を設置する。

### 4. セミナー・フォーラム

部会・検討会の活動成果や、全国各地域で積極的に患者安全に取り組んでいる施設の状況などを会員・会員外に還元するために、次のセミナー・フォーラムを行う。開催場所は、各地域の会員病院も参加しやすいように、計画的に各地域で開催する。

#### (1) セミナー

各部会・検討会の活動成果を還元するために、シンポジウム形式またはグループワーク形式のセミナー（無料）を開催する。また、テーマ別に、より内容を専門化したテーマ別セミナー（有料）を開催する。

## (2) 地域フォーラム

全国各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院を幹事病院とする形式および各地域の病院団体との共催形式で、年間2回程度開催する。

## (3) 全体フォーラム

協議会活動の重要事項について報告するとともに、協議会活動全般について成果を還元するために年1回開催する。

## 5. 情報発信・活動成果の還元

### (1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

機関誌として年4回発行する。また、テーマを特化した内容のジャーナル別冊を年1回程度発行する。

### (2) ホームページ

前年度、改修を行ったホームページの更新を行い、情報を適切に発信する。

### (3) 提言

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じて提言としてまとめ、発信する。

### (4) 教育プログラム開発

活動成果を総合的に検証し、教育プログラムとして開発を行う。

## 【その他この法人の目的を達成するために必要な事業】

### 1. 新中期（5カ年）事業計画策定

平成25年度から開始した中期事業計画の達成状況をもとに、平成30年度から5カ年にわたる中期事業計画を各事業で策定し、引き続き、医療の質・安全の向上を支援する事業を進める。

### 2. 医療政策に関する勉強会の開催

医療政策の最新のテーマ、トピックについての情報を共有し、医療の質の向上を支援する目的で、産官学の有識者を招聘し、講演および意見交換の機会を設ける。継続的に年間3～4回実施する。

### 3. 国際連携

#### (1) ISQua の国際認定更新 (IAP International Accreditation Programme)

病院機能評価事業の評価項目および組織の運営について、ISQua の国際認定更新を受審する。2013 年に初回の認定を受け、4 年間の認定期間が満了するため、書面審査、および 2017 年 7 月末～8 月初めまで 5 日間にわたる 3 名のサーベイヤーによる訪問審査を受審する。当機構も第三者の評価を受けることを通じて事業の価値を高める。

#### (2) ISQua フェロシップと連動した教育プログラムの提供

ISQua フェロシップのプログラムとして、Webinar (インターネットを利用した講義形式セミナー) を日本語および英語で提供する。

#### (3) 第 34 回国際医療の質学会 (ISQua) 学術総会への参加

平成 29 年 10 月 1 日～4 日にロンドンで開催される第 34 回国際医療の質学会学術総会に演題を登録するほか、海外の組織との連携を深め機構の事業発展に繋げる。

### 4. 広報活動の推進

当機構の 1 年間の活動実績を簡潔に取りまとめた冊子を昨年に引き続き発行し、機構の事業の広報を図る。また、隔月発行のニューズレター、ホームページ、フェイスブック等の媒体により情報発信を行う。

### 5. 機構フォーラム (仮称) 開催の検討

病院機能評価事業を始め、産科医療補償制度運営事業、EBM 医療情報事業、医療事故防止事業、認定病院患者安全事業など、機構が実施している各事業について、今までの実績および最新の話題等を総合的かつ横断的に紹介し、日本の医療の質および安全の向上に焦点をあてた機構フォーラム (仮称) の開催を検討する。

### 6. 疾患別診療プログラム評価の研究

医療環境や社会の変化、ニーズに応じることで、当機構の診療ガイドライン事業等と連携し、疾患別診療プログラム評価体系の研究を行う。

## 7. 機構職員数

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

区 分	常勤	契約	派遣	計	客員研究 主幹、客 員研究員	事務補佐 員、非常 勤	合計
財団	2			2			2
統括調整役	1			1			1
総務部	6	1	2	9	2		11
評価事業推進部	25		5	30	2		32
評価事業審査部	10	1	2	13			13
産科医療補償制 度運営部	43	9	10	62	16		78
EBM医療情報部	5	1	4	10	4		14
医療事故防止事 業部	6		3	9	1	1	11
合 計	98	12	26	136	25	1	162